

# 事業所得者の方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方の場合

**手順1**  
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

**手順2**  
6ページ参照

**手順3**  
12ページ参照

〇〇 税務署長 29年 2月 16日 平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		FA0122
住所 〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ コウセイ タロウ	個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX
氏名 国税 太郎	性別 男	職業 小売業
生年月日 3481116	年齢 34	所得者の氏名 国税太郎
所得者の住所 同上	所得者のフリガナ コウセイ タロウ	所得者の個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX

  

<b>収入金額等</b>	事業等 ⑦	36542800	課税される所得金額 (6-26)又は第三表上の額に対する税額又は第二表の額	28970000
	業農 ⑧		配当控除	192200
	不動産 ⑨		税	
	利子 ⑩		金	
	配当 ⑪		の	
	給与 ⑫		計	
	公的年金等 ⑬		算	
	その他 ⑭		そ	
	総合課税 ⑮		の	
	短期 ⑯		他	
	長期 ⑰		延	
	一時 ⑱		納	
	事業等 ①	4899127	出	
	業農 ②		額	
	不動産 ③		延	
	利子 ④		納	
	配当 ⑤		出	
	給与 ⑥		額	
	雑 ⑦		延	
	総合課税・一時 (⑮+⑯)×2%		納	
	合 計 ⑨	4899127	出	
	雑損控除 ⑩		額	
	医療費控除 ⑪	100000	延	
	社会保険料控除 ⑫	829720	納	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑬		出	
	生命保険料控除 ⑭	50000	額	
	地震保険料控除 ⑮	12000	延	
	寄附金控除 ⑯		納	
	寡婦・寡夫控除 ⑰	0000	出	
	勤労学生・障害者控除 ⑱	0000	額	
	配偶者(特別)控除 ⑲	0000	延	
	扶養控除 ⑳	630000	納	
	基礎控除 ㉑	380000	出	
	合 計 ㉒	2001720	額	

**手順4**  
21ページ参照

○黒字の場合…  
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…  
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

**手順5**  
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。  
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
<del>7</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

手順1  
5ページ参照

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号: FA0076

住所: 00市△△町X-XX-X  
00商店 コベイ タロウ  
氏名: 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額	控除の種類	金額
① 雑損控除		⑩ 社会保険料控除	443,500
② 医療費控除	280,000	⑪ 国民健康保険料	386,220
③ 社会保険料控除	443,500	⑫ 国民年金料	
④ 国民健康保険料	386,220	⑬ 合計	829,720
⑤ 合計	829,720	⑭ 旧生命保険料の計	268,000
⑥ 生命保険料の計		⑮ 旧生命保険料の計	
⑦ 生命保険料の計		⑯ 旧個人年金保険料の計	
⑧ 生命保険料の計		⑰ 旧個人年金保険料の計	
⑨ 生命保険料の計		⑱ 旧長期障害保険料の計	
⑩ 社会保険料控除	443,500	⑲ 旧長期障害保険料の計	
⑪ 国民健康保険料	386,220	⑳ 寄附金の控除	
⑫ 国民年金料		㉑ 寄附金の控除	
⑬ 合計	829,720	㉒ 寄附金の控除	
⑭ 旧生命保険料の計	268,000	㉓ 寄附金の控除	
⑮ 旧生命保険料の計		㉔ 寄附金の控除	
⑯ 旧個人年金保険料の計		㉕ 寄附金の控除	
⑰ 旧個人年金保険料の計		㉖ 寄附金の控除	
⑱ 旧長期障害保険料の計		㉗ 寄附金の控除	
⑲ 旧長期障害保険料の計		㉘ 寄附金の控除	
⑳ 寄附金の控除		㉙ 寄附金の控除	
㉑ 寄附金の控除		㉚ 寄附金の控除	
㉒ 寄附金の控除		㉛ 寄附金の控除	
㉓ 寄附金の控除		㉜ 寄附金の控除	
㉔ 寄附金の控除		㉝ 寄附金の控除	
㉕ 寄附金の控除		㉞ 寄附金の控除	
㉖ 寄附金の控除		㉟ 寄附金の控除	
㉗ 寄附金の控除		㊱ 寄附金の控除	
㉘ 寄附金の控除		㊲ 寄附金の控除	
㉙ 寄附金の控除		㊳ 寄附金の控除	
㉚ 寄附金の控除		㊴ 寄附金の控除	
㉛ 寄附金の控除		㊵ 寄附金の控除	
㉜ 寄附金の控除		㊶ 寄附金の控除	
㉝ 寄附金の控除		㊷ 寄附金の控除	
㉞ 寄附金の控除		㊸ 寄附金の控除	
㉟ 寄附金の控除		㊹ 寄附金の控除	
㊱ 寄附金の控除		㊺ 寄附金の控除	
㊲ 寄附金の控除		㊻ 寄附金の控除	
㊳ 寄附金の控除		㊼ 寄附金の控除	
㊴ 寄附金の控除		㊽ 寄附金の控除	
㊵ 寄附金の控除		㊾ 寄附金の控除	
㊶ 寄附金の控除		㊿ 寄附金の控除	
㊷ 寄附金の控除			
㊸ 寄附金の控除			
㊹ 寄附金の控除			
㊺ 寄附金の控除			
㊻ 寄附金の控除			
㊼ 寄附金の控除			
㊽ 寄附金の控除			
㊾ 寄附金の控除			
㊿ 寄附金の控除			

○ 配偶者の氏名 国税 一郎子 生年月日 9.3.10 配偶者控除 63

○ 扶養親族 国税 二郎子 生年月日 20.6.1 扶養控除 63

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税 良子	XXXXXXXXXXXXXXXX	妻	48.7.20	12月	1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	事業税
16歳未満の扶養親族 国税 二郎子 XXXXXXXXXXXX	課税標準額 1,200,000

手順3  
12ページ参照

手順2  
6ページ参照

手順6  
26ページ参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

(参考)【青色申告決算書(一般用)】

FA0203

平成 28 年分所得税青色申告決算書(一般用)

住所	〇〇市△△町×-××-×	氏名	国税 太郎 (印)	事務所所在地	
事業所所在地	〇〇市××町×-××	電話番号	(宅) XX-XXXX-XXXX (事業用) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	店号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

平成 29 年 2 月 16 日 損益計算書 (自 〇 / 月 〇 / 日至 2 / 月 3 / 日)

提出用 (平成二十五年分以降用)	科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目	金 額 (円)	
	①	②	③	④		⑤	⑥		⑦	⑧
売上 類	売上(収入)金額 (雑収入を含む)		36542800		消耗品費		151233	各種 引当 金・準 備金 等	貸倒引当金	98363
	期首商品(製品)類	②	5057425		減価償却費		924265			
	仕入金額(製品)類	③	26249120		福利厚生費		109100			
	小計(②+③)	④	31306545		給料賃金		1752000		計	98363
	期末商品(製品)類	⑤	6090045		外注工賃				専従者給与	1200000
	差引額(④-⑤)	⑥	25216500		利子割引料		37593		貸倒引当金	158771
差引金額 (①-⑥)	⑦	11326300		地代家賃		132000	計	1358771		
結 算 費	租税公費	⑧	139500		貸倒金		82700	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦-⑧-⑨-⑩)	5549127	
	前払運賃	⑨	78520					青色申告特別控除額	650000	
	水道光熱費	⑩	194892					所得金額 (⑦-⑧)	4899127	
	旅費交通費	⑪	80540					●青色申告特別控除については、「決算の子引き」の「青色申告特別控除」の項を記入してください。		
	通信費	⑫	136821					●下の欄には、書かないでください。		
	広告宣伝費	⑬	118700		雑費		297770			
	接待交際費	⑭	156131		計		4516765			
	損害保険料	⑮	42200		差引金額 (⑦-⑭)		6809535			
	修繕費	⑯	82800							

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- (1) 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している方を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得(社会保険診療報酬の所得計算の特例(租税特別措置法第26条)の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ①65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者((1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得(社会保険診療報酬の所得計算の特例(租税特別措置法第26条)の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。